

入 札 説 明 書

令和 7 年 6 月

群馬県教育委員会事務局管理課

令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務（iPad・Chromebook）に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

記

1 公告日 令和7年6月6日

2 契約者 群馬県教育委員会教育長

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県教育委員会事務局 管理課 県立学校財務係
電話 027-226-4547
電子メール kkzaimu@pref.gunma.lg.jp

4 調達内容

(1) 調達案件名

令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務（iPad・Chromebook）

(2) 調達物品

仕様書による

(3) 数量

「別紙2納入先一覧」のとおり

(4) 納入期限

令和8年3月31日まで

(5) 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(6) 納入場所 盲学校ほか19校（「別紙2納入先一覧」参照）

(7) 入札方法 一般競争入札

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年6月20日までに、群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行

- い、令和7年7月4日の午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
 - (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
 - (5) 本件の一般競争入札参加申請兼資格確認表の提出日から入札日までの間において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
 - (8) 過去5年間に於いて国又は地方公共団体が発注する同種の業務（校務用、学習者用端末調達）の契約を1回以上受注し、かつ、誠実に履行している者であること。
 - (9) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を保守期間中円滑に行い得ることを証明した者であること。
 - (10) 日本国内において、群馬県教育委員会が行う立会検査に応じられる者であること。

6 書類等の提出

(1) 提出期限、提出方法等

ア 提出期限

令和7年7月4日午後5時まで

イ 提出方法

原則として、入札参加資格申請フォーム（<https://logoform.jp/form/9cfD/1043050>）による。なお、入札参加資格申請フォームからの提出が困難な場合は、郵送又は持参とする。郵送による場合は書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。また、封筒に「令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務（iPad・Chromebook）に係る入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。

(2) 提出する書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加申請兼資格確認表（別記様式第2号）

イ 納入証明書（別記様式第3号）

ウ 機器保守証明書（別記様式第4号）

エ 課税（免税）事業者届出書

オ 保守体制書（任意様式）

カ 機器詳細仕様書兼納品機能証明書（別紙1）

- (3) 申請する書類の作成説明会は行わない。
- (4) 書類等を提出した者は、入札日の前日までに契約担当者の要請に応じてその内容を説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した書類等の内容の変更に応ずるべきものとする。
- (5) 参加資格の確認の結果は令和7年7月10日までに電子メールにより回答する。
- (6) その他
 - ア 提出する書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 群馬県教育委員会は、提出された書類等を、本件入札以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類等は、返却しない。
 - エ 提出期限日以降における書類等の差し替え及び再提出は、契約担当者が必要と認めた場合を除き認めない。
 - オ 書類等に関する問い合わせ先は上記3に同じ。

7 入札説明書等の質問

- (1) 質問書の受付
質問は、入札に係る質問フォーム (<https://logoform.jp/form/9cfD/1043039>) より、令和7年6月20日午後5時までにを行うこと。
受付時間以外の質問並びに指定する方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (2) 質問書の回答
令和7年6月30日午後5時までに、群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) にて閲覧に供する。

8 入札説明会 実施しない。

9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時
令和7年7月16日 午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県庁昭和庁舎 2階 25会議室
- (3) その他
入札の際には、入札参加資格書（又はその写し）を持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札日までに入札参加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別添仕様書、別添契約及び本入札説明書などを熟覧し承認の上で入札しなければならない。
- (3) 入札の方法は、入札者の直接持参又は郵送による入札とする。（別記様式5号）なお、郵送による場合は、(4)のとおりに、書類を送付すること。
- (4) 郵送により入札書を郵送する場合には以下のとおり提出すること。
 - ア 書留郵便とし、令和7年7月15日午後5時までに上記3の場所に群馬県教育委員会事

務局管理課長宛親展で必着のこと

イ 二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には氏名など及び「令和 7 年 7 月 1 6 日開札 令和 7 年度群馬県立学校 1 人 1 台学習用端末導入及び運用保守業務 (iPad・Chromebook) に係る入札書在中 第○回目」と朱書すること。※○には 1 か 2 を明記する。

ウ 入札は 1 回目が不調の場合、2 回目まで行われるため、何回目かを明記すること。また、外封筒には「令和 7 年度群馬県立学校 1 人 1 台学習用端末導入及び運用保守業務 (iPad・Chromebook) に係る入札書在中」と朱書きすること。

エ 入札書と合わせて入札参加資格書の写しを一部同封すること。

- (5) 入札に際しては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令及び規則を守ること。
- (6) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (7) 入札書は、封筒に入れ、入札件名及び住所・氏名を記載して提出すること。
- (8) 入札は、入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。
- (9) 代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出すること。（別記様式 6 号）
- (10) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (13) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (14) 第 1 回の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。
- (15) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

11 入札保証金 免除

12 契約保証金 免除

13 開札

開札は、入札終了後直ちに、9 (2) に掲げる場所において行う。

なお、その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

14 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者の入札

イ 書類等に虚偽の記載を行った者の入札

ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際し、不正の行為があったとき。

オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

15 落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札の公表

落札者は、群馬県報に公示する。

17 契約書の作成

落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

18 苦情の申立て

この調達手続に不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先：群馬県政府調達苦情検討委員会事務局（群馬県会計局会計管理課）

電話 027-223-1111（内線 3811・3812）

19 契約条項等を示す場所

契約書案及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

(1) 閲覧期間

令和7年6月6日から令和7年7月16日まで

(2) 閲覧場所 上記3に同じ

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本件入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 入札説明書等の再配布等の禁止
入札説明書及び仕様書の受領者は、次の行為を行ってはならない。
ア 入札説明書及び仕様書を第三者へ閲覧させ、貸与又は譲渡すること。
イ 入札説明書及び仕様書を群馬県教育委員会の承諾を得ずに複写すること。
- (5) 入札参加資格書を受理した後、入札までに入札を辞退する場合は、令和7年7月15日午後5時までに入札辞退届を上記3の場所に提出すること。（別記様式7号）
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
- (6) この調達手続のいずれの段階であっても、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、群馬県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。
- (7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。

20 仮契約及び本契約

本件契約においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第3条のとおり、議会の議決に付す必要があるため、議決後に本契約を締結する。

21 入札説明書付属書類

別記様式第1号 仕様書

別紙1 機器詳細仕様書兼納品機能証明書

別紙2 納入先一覧

別紙3 受理兼稼働判定確認書

別記様式第2号 一般競争入札参加申請兼資格確認表

別記様式第3号 納入証明書

別記様式第4号 機器保守証明書

別記様式第5号 入札書

別記様式第6号 委任状

別記様式第7号 入札辞退届

課税（免税）事業者届出書